

令和5年8月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和5年8月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和5年8月25日(金)午後1時30分から午後2時02分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10 番 :	忠 貞夫
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	今井 輝子
委 員 :	13 番 :	馬場 勝	委 員 :	14 番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15 番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 :	16 番 :	高橋 一栄
委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18 番 :	石栗 博美
委 員 :	築地 :	19 番 :	小熊 威	委 員 :	築地 :	20 番 :	浮須 宗之
委 員 :	黒川 :	21 番 :	今井 明	委 員 :	黒川 :	22 番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 胎内市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正について

第6号議案 胎内市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 佐藤利勝、参事 : 高橋知也、主任 : 奥村亮

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和5年8月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、13番馬場勝委員、14番安城守英委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、7月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>8月18日、8月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様にご案内いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>8月23日、市町村農業委員会代表者研修会が新潟市江南区文化会館の音楽演劇ホールで開催され、12名の委員の皆様にご案内いただきました。また、同日WEB配信も行われ、4名の委員の皆様にご案内いただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件、経営の拡大による売買が4件、農地の集約による売買が1件の、計6件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により乙地内の畑について売買するもので、面積は383㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円です。</p> <p>2番の案件は、経営の拡大により築地地内の畑について売買するもので、面積は13筆20,549㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円です。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>3番の案件は、経営の拡大により築地地内の畑について売買するもので、面積は483㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円です。</p> <p>4番の案件は、経営の拡大により築地地内の畑について売買するもので、面積は5筆2,503㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円です。</p> <p>5番の案件は、経営の拡大により築地地内の畑について売買するもので、面積は1,004㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円です。</p> <p>6番の案件は、農地の集約により築地地内の畑について売買するもので、面積は2,043㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円です。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしてあります。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の事前審査結果について、5 番澁谷和幸事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 8 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、2 班の委員 5 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、譲渡人からの要望による売買が 1 件、経営の拡大による売買が 4 件、農地の集約による売買が 1 件の、計 6 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、倉庫建築のための転用が 1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、乙地内の休耕畑において、倉庫を建築するための転用で、申請者が自宅の建て替えの為に調査したところ、土蔵の一部が畑に入っていることが判明したものであります。この土蔵は相当前から建てられていたもので、建築に関する資料等は無いとのことです。今後はこのような違反が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。申請面積は 23 m²、建築面積は 70 m²であります。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしてお</p>

	<p>ります。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、5 番澁谷和幸事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、倉庫建築のための転用が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、再発防止に努めるという顛末書も提出されていることから、事前審査会ではやむを得ないものと判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いいたします。</p> <p>第 3 号議案は、住宅用通路のための転用が 1 件、山砂採取のための事業計画変更が 2 件であります。</p> <p>1 番の案件は、都市計画用途地域である本郷町地内の休耕畑において、宅地用通路のための転用で、申請面積は 119 m²、土地売買価格は総額〇〇円、坪当たり約〇〇円あります。</p> <p>2 番の案件は、築地地内の休耕畑から山砂採取のための一時転用で、冬期間の積雪で予定の工期より遅れが生じたことと、春の販売不振により期間を延長する事業計画変更の申請であります。採取期間は令和 4 年 9 月 20 日から令和 5 年 9 月 19 日までの許</p>

	<p>可を、令和6年9月19日までとするものであります。面積の変更等はありません。議案書5ページをお願いします。</p> <p>3番の案件は、築地地内の休耕畑から山砂採取のための一時転用で、販売不振により期間を延長する事業計画変更の申請であります。採取期間は令和3年10月15日から令和5年10月14日までの許可を、令和6年10月14日までとするものであります。面積の変更等はありません。</p> <p>第3号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>議案書7ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、5番澁谷和幸事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案は、住宅建築のための転用が1件、山砂採取のための事業計画変更が2件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第3号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案を、ご説明いたします。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>第4号議案は、農業参入により賃借権を新規に設定するものが1件であります。</p>

	<p>1 番は、農業参入により一般法人に 5 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 5,700 円であります。</p> <p>一般法人の農業参入でありますので、役員等の農業の常時従事などの条件の他、賃借契約に解除条件が付されております。この解除条件とは、借り手が農地を適切に利用しない場合に契約を解除することができるものです。</p> <p>第 4 号議案は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の事前審査結果について、5 番澁谷和幸事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案は、農業参入により賃借権を新規に設定するものが 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
11 番	<p>農業参入とありますけれども、初めてですよね。それで何を作る予定か説明してください。</p>
事務局	<p>営農計画書によりますと、初年度は里芋を作る、それ以降は長葱、獅子唐となっております。それで、農業従事者という事で載っている方については里芋の研修をされているということでございます。</p>
議長	<p>他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 5 号議案「胎内市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 5 号議案をご説明いたします。</p>

議案書 9 ページをお願いします。

第 5 号議案は、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、国の農地移動適正化あっせん事業実施要領が改正されたことから、市のあっせん基準についても改正するものがあります。

主な改正内容といたしましては、地域計画の区域内においては、地域計画に位置付けられた農業を担う者を、あっせんにより権利を取得させるべき者として選定されること、簡単に言えば地域計画に名前がある人が優先される、ということでもあります。

議案書 14 ページをお願いします。

新旧対照表では、右側が旧のあっせん基準、左側が新のあっせん基準で、変更箇所は赤字に下線が引いてあります。

第 3 条の農用地等権利取得要件と第 4 条第 1 項のあっせん優先順位ではありますが、基盤強化法等の改正により農地中間管理機構以下について削除しております。

議案書 17 ページをお願いします。

第 4 条第 4 項に地域計画内のあっせん優先順位について追加しております。地域計画に位置付けられた農業を担う者を、あっせんにより権利を取得させるべき者として選定する、また位置づけられていない場合の選定について記述しております。

議案書 18 ページをお願いします。

第 5 条のあっせん譲受け等候補者名簿の作成については、文末に地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録している者とみなすと追加しております。

その他、字句の訂正等についても行ってありますが、それらの説明については数が多いため省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今、第 5 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

一昨日の研修会の資料の中にいま事務局から説明ありましたが書いております。目標地図に耕作者として名前が載った方が優先的にあっせんを受けることができるという事が書いておりますので再読していただければ議案について理解が深まるのではないかと思います。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第 5 号議案について、事務局説明のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

(農業委員：挙手)

議長

全会一致と認めます。

よって、第 5 号議案は承認することに決定いたしました。

次に、第 6 号議案「胎内市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更

<p>事務局</p>	<p>について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p> <p>第 6 号議案をご説明いたします。 議案書 23 ページをお願いします。</p> <p>第 6 号議案は、農業経営基盤強化促進法の改正により、胎内市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についても改正が必要なことから、市から協議を求められたものであります。議案書の新旧対照表につきましては、右側が旧の構想、左側が新の構想で、変更箇所は赤字に下線が引いてあります。</p> <p>主な改正内容といたしましては、地域計画の策定と推進についてと、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備について記述されたことであります。</p> <p>議案書 27 ページをお願いします。</p> <p>下線にありますとおり、左側の旧では人・農地プランとあるところ、右側の新では地域計画と変更しております。このページ以降も地域計画と、地域計画策定に関する内容に改正されております。</p> <p>議案書 34 ページをお願いします。</p> <p>第 3 の 1、農業を担う者の確保及び育成の考え方からは、認定農業者や認定新規就農者、また新たに農業経営を営もうとする青年等の就農など、農業を担う者の確保と育成のための体制の整備について 37 ページまで新たに追加されております。</p> <p>議案書 38 ページをお願いします。</p> <p>左側の新の下から 4 行目に、農用地の集約化に向けた目標があります。以前までは集積が重要視されてきておりましたが、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図っていくとして、集約化を目指すという内容となっております。</p> <p>その他、字句の訂正等を行っておりますが、それらの説明については数が多いため省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、第 6 号議案について、事務局から説明がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。</p> <p>第 6 号議案について、事務局説明のとおり同意することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全会一致と認めます。 よって、第 6 号議案は同意することに決定いたしました。</p>

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。
これを持ちまして、令和5年8月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和5年8月25日

議 長

13 番

14 番
